

ため池等整備事業	事業主体 市町村等	県 所管課係 ○農村振興課 地域計画班 ○農村整備課 防災対策班
----------	--------------	---

事業の内容

1. 一般

(1) ため池整備工事

〔事業内容〕

ア. 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応し又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある早急に整備を要する農業用ため池等の整備

イ. 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して、早急に整備を要する複数の農業用ため池の多面的整備を図るため、ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池及び関連施設の整備

- ・ため池及び付帯施設の改修・新設・廃止
- ・災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ
- ・緊急放流を行うための施設の改修・新設
- ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
- ・ため池利活用保全整備工事（別表－1 参照）

〔採択要件〕

・大規模 県営 受益面積100ha以上で、総事業費が8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積が70ha以上で、3,000万円以上)

・小規模 県営 受益面積2ha以上で、総事業費が5,000万円以上
※2ha以上10ha未満の場合は高度な技術を要する場合に限る
団体営 受益面積5ha以上で、総事業費が800万円以上

※但し、受益面積が10ha未満のものは以下の要件のすべてに該当するものに限る

- ・貯水量が1,000立方メートル以上であること
- ・関係する農家が2戸以上あること
- ・周辺住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予想される
- ・災害防止のため応急工事等を実施したものであること

(2) ため池整備工事（特別対策型）

〔事業内容〕

ア. 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備整備

イ. ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備

ウ. 中山間地域において、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備

- ・ため池廃止と併せ行う代替えため池の新設及び付帯施設の整備
- ・旧農業用ため池の廃止又は変更
- ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
- ・ため池利活用保全整備工事（別表－1 参照）

〔採択要件〕

- (1)ため池整備工事に同じ

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

〔事業内容〕

ア. 災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備

イ. とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがある農業用ため池を対象とする「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

- ・ため池及び付帯施設の改修・新設・廃止
- ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
- ・ため池利活用保全整備工事（別表－1 参照）

〔採択要件〕

- (1)ため池整備工事に同じ

※但し、公共施設、周辺人家等の想定被害額がおおむね1億円以上であるものに限る

(4) 用排水施設整備工事

〔事業内容〕

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する。①ため池以外の農業用用排水施設の改修、②他動的要因に起因する災害防止のための農業用排水施設の改修、③土砂崩壊による農用地等の災害防止のための土留工、水路等の整備。

- ・ため池以外の農業用排水施設の改修・新設・廃止
- ・付帯施設の改修・新設
- ・管理施設の改修・新設
- ・土留工、水路等の改修・新設
- ・併せ行う工事として親水護岸等及び利用者の安全のための防護柵等（用排水施設等利活用保全整備工事）

〔採択要件〕

・大規模	県 営	受益面積が400ha以上で、総事業費が8,000万円以上 (中山間地域の場合は、受益面積が200ha以上で、3,000万円以上)
・小規模	県 営	受益面積が20ha以上で、総事業費が5,000万円以上 (中山間地域の場合は、受益面積が20ha以上で、3,000万円以上)
	団体営	受益面積が20ha以上で、総事業費が800万円以上 (中山間地域の場合は、受益面積が10ha以上で、800万円以上)
・土砂崩壊	県 営	受益面積が5ha以上で、総事業費が5,000万円以上 (中山間地域の場合は、受益面積が5ha以上で、3,000万円以上)
	団体営	総事業費が800万円以上

(5) 湖岸堤防工事

湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防、樋門の新設、変更等

- ・併せ行う工事として親水護岸等及び利用者の安全のための防護柵等（用排水施設整備等利活用保全整備工事）
- | | |
|-----|----------------------------|
| 県 営 | 受益面積が20ha以上で総事業費が5,000万円以上 |
| 団体営 | 受益面積が20ha以上で総事業費が800万円以上 |

(6) ため池緊急防災対策事業

人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備

- | | |
|-----|---|
| 対 象 | ・貯水量1,000m ³ 以上であって、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられているため池 |
|-----|---|

2. 農業用河川工作物応急対策

(1) 農業用河川工作物応急対策

〔事業内容〕

河川の直轄区間及び知事管理区間で河道の整備されている一連の区間に設置された農業用河川工作物のうち河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、災害を未然に防止するため、頭首工、水門、樋門、橋梁等の整備、補強、工作物の撤去等を行うもの。

〔採択要件〕

- | | |
|-----|---------|
| 大規模 | 1億円以上 |
| 小規模 | 800万円以上 |

(2) 農業用道路横断工作物緊急耐震対策

〔事業内容〕

耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物のうち地震の際に緊急輸送路として活用される道路（高速自動車国道又は一般有料道路に限る）の機能確保及び道路交通車両の安全確保を要するものについて、災害を未然に防止するため、水管橋、水路橋及び農道橋等の整備補強等の改善措置を行うもの。

〔採択要件〕

- | |
|---------|
| 800万円以上 |
|---------|

別表－1

ため池整備工事の工種別の利活用保全施設の実施可能メニュー一覧表

施設のメニュー	親水・景観保護施設(親水護岸、遊水施設、類似施設)	生態系保全施設(螢ブロック、魚巣ブロック、草生、類似施設)	ため池利用保全施設(ベンチ、緑化、消雪施設、便所、水飲み場、休憩所、駐車場、巡回用道路、遊歩道、案内板、照明、安全施設、類似施設)	地域活性化施設(用地造成、整備)	消防用水、生活用水等貯水機能を付加させる堤体嵩上げ、浚渫、防災利用のための取水、導水施設等の整備、浚渫土利用等による避難地等の基盤整備等	構改局長特認施設
工事のメニュー						
ため池等整備事業(一般)						
(1)ため池整備工事						
ア 一般防災対策	親水護岸に限る	○	巡回用道路、安全施設類似施設に限る	×	○	受益5ha(中山間2ha)未満に限る
イ ため池再編総合整備計画	○	○	"	×	○	○
ウ 地震対策地域	親水護岸に限る	○	"	×	○	○
(2)特別対策型						
ア 一般防災対策	○	○	巡回用道路、安全施設類似施設に限る	×	○	受益5ha(中山間2ha)未満に限る
イ ため池再編総合整備計画	○	○	"	×	○	○
ウ 中山間地域旧ため池	○	○	"	×	○	○
(3)都市型緊急整備事業						
ア 一般防災対策	○	○	○	○	○	○
イ ため池再編総合整備計画	○	○	○	○	○	○

負担割合 県 営	区 分	国	県	その他	備 考
	一般 大規模 ため池100ha以上 用排 400ha以上	55	34	11	
	小規模 ため池20ha以上 用排 20ha以上	50	39	11	
	うち利活用保全整備工事	50	30	20	
	農業用河川工作物応急対策 大規模(1億円以上)	55	37	8	—
	小規模(5千万円以上)	50	42	8	—
	小規模(5千万円未満)	50	32	18	—
負担割合 団体営	区 分	国	県	その他	備 考
	一般 小規模 ため池60ha未満 用排 20ha以上	50	1	49	H19新規以降適用
	うち利活用保全整備工事	50	1	49	H19新規以降適用